

光市簡易水道事業經營戰略

平成29年3月
光市

光市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 光市

事 業 名 : 牛島簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	平成11年4月30日	計画給水人口	142 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適 (平成31年度中の法適検討中)	現在給水人口	53 人
		有収水量密度	0.3 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長 2.7 千m
	配水池設置数	1	
施 設 能 力	36 m ³ /日	施 設 利 用 率	22.2 %

③ 料金

料 金 体 系 の 方 概 要 ・ 考 え の 方	牛島を除く全ての簡易水道事業が上水道と統合されたことから、市内での格差を是正するという政策的判断のもと、平成24年4月1日から、上水道と同一の料金体系に下方改定。	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 24 年 4 月 1 日	

④ 組織

光 市 生活安全課	課長 (事務職員・兼任)	係長 (事務職員・兼任)	2 名
			
水道局 業務課	課長 (事務職員・兼任)	係長 (事務職員・兼任)	2 名
水道局 浄水課	課長 (技術職員・兼任)	係長 (技術職員・兼任)	2 名

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平成24年4月1日に、市内における格差是正等を目的に、上水道事業と同一の料金体系に下方改定したことで、離島における飲料水確保を最大の目的とする事業として位置付けた。
こうした状況の中、料金については収納率100%を維持しつつ、繰入基準に基づく繰入金のほかに、安定した給水の確保に必要な収支不足分の繰入金の確保に努めるなど、健全な経営に取り組んでいる。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析標:別紙1のとおり。
補足事項なし。

経営比較分析表

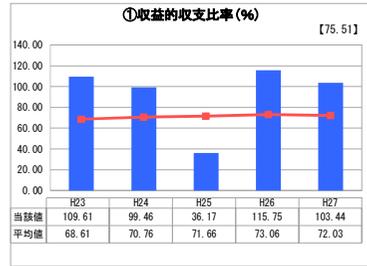
山口県 光市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.10	2,220

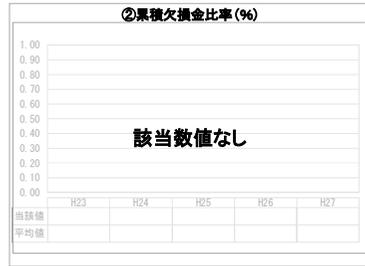
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
52,577	92.13	570.68
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
53	0.10	530.00

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



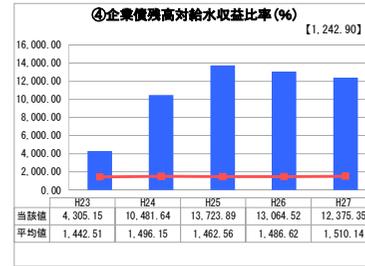
「単年度の収支」



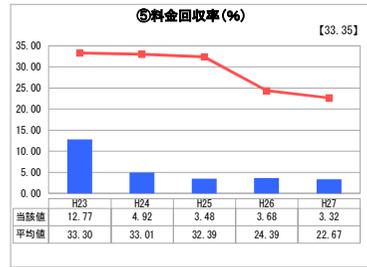
「累積欠損」



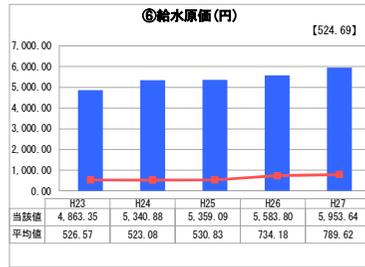
「支払能力」



「債務残高」



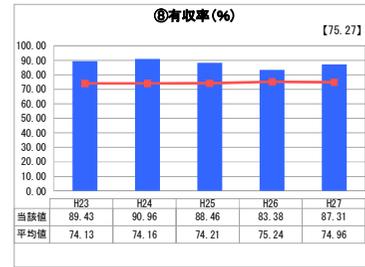
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

分析欄

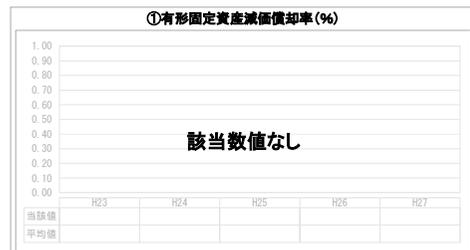
1. 経営の健全性・効率性について

①の収益的収支比率は100%以上であり、黒字であるが、⑤の料金回収率の数値が示す通り料金収入で費用は賅えていない。収入の大部分が一般会計からの繰入金である。給水原価も類似団体平均値より大幅に高く、1m³にかかる費用も高価である。④の企業債残高対給水収益比率においては平成24年度から大幅に上昇しているが、これは簡易水道の料金を上水道の料金と同一に値下げしたためである。企業債は簡易水道施設の建設費用に充てるため借りたもののみであり、それ以来新規借入はなく、企業債残高は年々減少している。⑦の施設利用率は人口減少の影響により低い数値となっている。⑧の有収率は平均より高く、効率的な給水が実施できている。

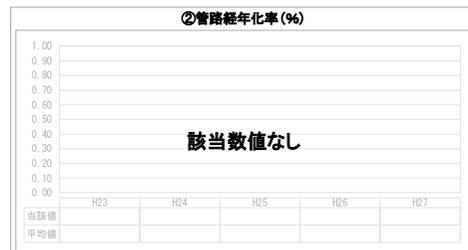
2. 老朽化の状況について

平成11年度供用開始の事業であり、配水管等の管類は比較的新しいが、ポンプ等の機械類は海水などの影響による劣化が早いいため、短期間での更新を実施してきた。供用開始から17年が経過したため、今後は、浄水場の電気設備等の更新を視野に入れる必要がある。

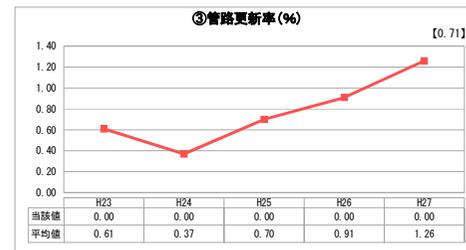
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

全体総括

現存する簡易水道は、牛島簡易水道のみである。小さな離島であり、高齢化も進み、給水人口も減少傾向にある。経営としては厳しい状況にあり、改善を見込むのも困難な状況であるが、常に効率的な維持管理に努め、島民に安全な飲料水を供給する。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

牛島は離島であり、給水エリアは、既に、島の生活圏全域であるため、給水人口の増減に関しては、島の人口の増減が大きな要因となる。

こうした中、島の人口は、年々減少傾向にあり、多くの島民が65歳以上であることや、島の産業の中心が漁業であること等を考慮すると、今後も減少傾向が続くものと考えられる。

よって、今後も給水人口は減少していくものと考えている。

【給水開始以降の住民基本台帳人口の推移】

平成11年5月1日人口:136人(78世帯)

平成27年4月1日人口:56人(38世帯)

平成28年4月1日人口:53人(35世帯)

(2) 水需要の予測

給水人口の減少や市民の節水意識の高まり、節水機器の普及等の要因から、今後も、水需要の減少傾向が続くものと見込んでいる。

(3) 料金収入の見通し

平成24年4月1日の料金改定により、上水道料金と合わせることを決定しており、上水道料金が上がらない限り、人口減少とともに減少すると見込んでいる。

しかしながら、実質的には、基本料金内の世帯が多いため、世帯員が減少しても料金に影響がないケースや、世帯員がいなくなった場合でも、しばらくは契約が継続されることが多いことなどから、徐々に減少するものと見込んでいる。

(4) 施設の見通し

供用開始後18年目となるが、定期的な点検のもと、部品交換やポンプ類を中心とした設備更新を行っているが、それ以外で大きな修繕や設備更新は行っていない。

しかしながら、設備によっては、既に交換部品がなくなりつつある状況もあり、今後は計画的な長寿命化対策や設備の更新が必要になると見込んでいる。

(5) 組織の見通し

当面は、現状の組織体制を維持するが、現在検討している地方公営企業会計の適用に合わせ、見直しの可能性もある。

3. 経営の基本方針

(1) 目標

現状の施設機能と料金負担の格差是正を維持しつつ、引き続き、安全で安心できる飲料水を安定して供給することを前提に、経営の健全化に努める。

(2) 方向性

○効率的な事業運営

牛島簡易水道事業は、供用開始当初より、水道事業のノウハウがある「光市水道局」に維持管理業務を委託することで事業の効率化を図っている。

今後も引き続き、牛島簡易水道事業に最も精通し、水道事業で培っている様々なノウハウを持ち合わせる光市水道局に維持管理業務を委託することで、効率的な事業運営に取り組む。

○安全・安心な水質の確保

牛島は、島の特性上、取水が海面下となり海水の影響を受けるため、原水については、浄水処理（逆浸透膜）で塩分を含む水以外の不純物を除去するとともに、万が一、設備に不具合が生じた場合にも、自動的に送水を停止する仕組みにより安全性を確保している。

また、配水過程・給水栓水については、島民の協力も得ながら、水道法に定められる項目及び独自の環境項目について、法令で定められた頻度を基本に検査を行っている。

今後も引き続き、光市水道局のノウハウと検査体制のもと、島民の協力も得ながら、安全・安心な飲料水を供給し続ける。

○料金収入の確保

人口減少に伴い、今後も料金収入の減少が見込まれる中、政策的判断に基づき上水道と同一の料金体系を採用しているため、独自に料金を設定することはできない。

よって、引き続き収納率100%を維持することで、料金収入の安定と利用者間の負担の公平化を図る。

○施設の長寿命化及び適切な更新

簡易水道事業は、牛島島民のライフラインとして絶対的に必要なものであるため、各設備の不具合等については、光市水道局浄水場に設置している監視モニターで常時監視を行っている。

しかしながら、離島という条件から、有事においても、気象条件等によっては早急な対応が困難なケースも想定されることや、原水に塩分等の水以外の不純物を多く含むため各設備に与える影響も大きいという特徴もあることから、原水地、浄水場、配水池の各施設については、定期的な点検のもと適切な部品交換や耐用年数の経過を待たずしての設備の更新等の対応を行っているところである。

今後は、平成10年に取得したこれら施設内にある多くの設備が耐用年数の経過を迎えるため、引き続き定期的な点検のもと、長寿命化を図りつつ、計画的な設備更新を行い、安定した飲料水の供給に努める。

○公営企業会計の導入

限られた財源を有効に活用し健全で安定した事業運営を行うため、国が示す方針のもと、平成31年度中の公営企業会計の導入を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

現状の機能の維持を前提とするため、新たな設備投資等は予定しない。
今後予定している公営企業会計の適用に向け、必要な費用を見込む。ただし、公営企業会計適用後は、固定資産の状況や人件費等、不透明な部分が多い為、現状の収支形態の延長としている。

② 収支計画のうち財源についての説明

○料金収入

本来なら、健全な経営に向けた財源確保の手段として、料金の改定が必要となるところだが、上水道の料金体系を準用しているため、独自の改定を行うことが出来ないことから、有効な手段とはならない。
しかしながら、収納率については、引き続き100%を維持できるよう努める。

○一般会計からの繰入金

健全な経営に向けて、料金収入をその手段とすることが出来ない現状から、一般会計からの繰入金、特に基準外での繰入金を確保できるよう、財政部局との連携を密にする。

○補助金

現状、今後の設備更新等に対する国等からの財政的支援の見込みはないが、国等の動向に注視しながら、活用できるものは積極的に取り入れていく。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○消耗品費

業務に支障がない範囲で削減に努め、健全な経営に努める。

○委託料

現状の機能を維持するにあたって最低限必要となるポンプ保守点検等の業務について、効率的に行えるよう、専門業者へ委託を行う。

また、今後予定している公営企業会計の適用に向け、必要な費用(移行に向けた準備支援や会計システムの保守に係る費用)を見込んでいる。

○修繕料

できる限り、現状の施設で現状の機能を維持できるよう、適切な修繕や設備更新に取り組む。

○備品購入費

業務に支障がない範囲で削減に努め、健全な経営に努める。

また、今後予定している公営企業会計の適用に向け、必要な費用(公営企業会計システムの購入費用)を見込んでいる。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	投資・財政計画について、毎年度、計画値と実績値の差異について検証を行う。検証の結果、経営戦略の見直しが必要であると判断した場合は、見直しを行うこととする。 また、今後、地方公営企業会計の適用を予定しているため、適用後、財政状況が明らかになった後に、投資・財政計画を新たに作成し、必要に応じ、経営戦略の見直しを行う。
---------------------	--

(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	16,465	15,808	14,750	15,760	87,989	18,028	15,749	18,568	18,586	21,259	15,502	16,938	15,374
	(1) 営 業 収 益 (B)	513	507	502	497	490	484	478	472	466	460	454	448	442
	ア 料 金 収 入	513	507	501	496	489	483	477	471	465	459	453	447	441
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	15,952	15,301	14,248	15,263	87,499	17,544	15,271	18,096	18,120	20,799	15,048	16,490	14,932
	ア 他 会 計 繰 入 金	15,951	15,300	14,245	15,260	87,496	17,541	15,268	18,093	18,117	20,796	15,045	16,487	14,929
	イ そ の 他	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2 総 費 用 (D)	9,720	11,005	12,699	13,675	85,868	15,871	13,555	16,336	16,316	18,950	13,154	14,550	12,945
	(1) 営 業 費 用	8,527	9,884	11,651	12,701	84,969	15,049	12,811	15,672	15,733	18,449	12,737	14,218	12,699
	ア 職 員 給 与 費 ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	8,527	9,884	11,651	12,701	84,969	15,049	12,811	15,672	15,733	18,449	12,737	14,218	12,699
	(2) 営 業 外 費 用	1,193	1,121	1,048	974	899	822	744	664	583	501	417	332	246
	ア 支 払 利 息	1,193	1,121	1,048	974	899	822	744	664	583	501	417	332	246
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,745	4,803	2,051	2,085	2,121	2,157	2,194	2,232	2,270	2,309	2,348	2,388	2,429	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	2,224	2,262	2,301	2,340	2,380	2,421	2,462	2,504	2,547	2,590	2,635	2,680	2,725
	(1) 地 方 債													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	2,224	2,262	2,301	2,340	2,380	2,421	2,462	2,504	2,547	2,590	2,635	2,680	2,725
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,206	4,278	4,352	4,426	4,501	4,578	4,656	4,736	4,817	4,899	4,983	5,068	5,154
	(1) 建 設 改 良 費 ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,206	4,278	4,352	4,426	4,501	4,578	4,656	4,736	4,817	4,899	4,983	5,068	5,154
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,982	△ 2,016	△ 2,051	△ 2,086	△ 2,121	△ 2,157	△ 2,194	△ 2,232	△ 2,270	△ 2,309	△ 2,348	△ 2,388	△ 2,429	

(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	4,763	2,787		△ 1									
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,763	2,787		△ 1									
翌年度へ繰り越すべき財源(O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	8,064	10,851	10,851	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850	10,850
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	118	103	87	87	97	88	86	88	88	89	85	86	85
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	513	507	502	497	490	484	478	472	466	460	454	448	442
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)	513	507	502	497	490	484	478	472	466	460	454	448	442
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)	67,021	62,743	58,391	53,966	49,464	44,886	40,230	35,494	30,677	25,778	20,796	15,728	10,574

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	本年度 (決算見込)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 益 的 収 支 分	15,951	15,300	14,245	15,260	87,496	17,541	15,268	18,093	18,117	20,796	15,045	16,487	14,929
うち基準内繰入金	3,091	3,049	3,077	2,979	2,962	2,892	2,852	2,810	2,768	2,725	2,682	2,638	2,592
うち基準外繰入金	12,860	12,251	11,168	12,281	84,534	14,649	12,416	15,283	15,349	18,071	12,363	13,849	12,337
資 本 的 収 支 分	2,224	2,262	2,301	2,340	2,380	2,421	2,462	2,504	2,547	2,590	2,635	2,680	2,725
うち基準内繰入金	2,224	2,262	2,301	2,340	2,380	2,421	2,462	2,504	2,547	2,590	2,635	2,680	2,725
うち基準外繰入金													
合 計	18,175	17,562	16,546	17,600	89,876	19,962	17,730	20,597	20,664	23,386	17,680	19,167	17,654